

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・救急病院の認定
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止の届出
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止の届出
- ・指定公金事務取扱者の指定（2件）
- ・道路の供用開始

○長崎県財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料の一部改正

○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一部改正

- ・一般競争入札の参加者の資格等

○物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示の一部改正

所管課（室）名

医 療 政 策 課

長 寿 社 会 課

//

//

//

新 産 業 推 進 課

道 路 維 持 課

会 計 課

//

物 品 管 理 室

//

◎ 公 告

- ・契約者等
- ・測量の実施
- ・測量の終了（2件）
- ・一般競争入札の実施

スマート県庁推進課

建 設 企 画 課

//

物 品 管 理 室

◎ 教育委員会訓令

○長崎県立学校処務規程の一部改正

高 校 教 育 課

◎ 公安委員会告示

- ・乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車について

交 通 規 制 課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数

選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第506号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人 わかば会 俵町浜野病院	佐世保市俵町22-1	令和7年11月1日	令和10年10月31日
特定医療法人雄博会 千住病院	佐世保市宮地町5-5	令和7年11月20日	令和10年11月19日
医療法人祥仁会 西諫早病院	諫早市貝津町3015	令和7年11月20日	令和10年11月19日

長崎県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの 種類
4262190020	訪問看護ステーションいずえ壱岐	長崎県壱岐市郷ノ浦町初山西触字松林591番1	特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	代表理事 田邊 友也	大阪府泉佐野市鶴原2丁目11-12	令和7年3月1日	訪問看護
4270502323	訪問介護サポートリンク	長崎県大村市松並2丁目1214番地4	フット・ワーク合同会社	代表社員 久世 洋児	長崎県大村市松並2丁目1214番地4	令和7年4月1日	訪問介護
4260490315	訪問看護ステーション結絆	長崎県諫早市貝津町2334番地2	合同会社侑志会	代表社員 山口 悦史	長崎県諫早市貝津町2334番地2	令和7年4月1日	訪問看護
4262590021	訪問看護ステーションフォレスト	長崎県南島原市布津町乙1882番地1	合同会社Forest	代表社員 森塚 倫也	長崎県南島原市布津町乙1882番地1	令和7年4月1日	訪問看護
4271501548	ほがらか会館	長崎県北松浦郡佐々町松瀬免109-2	社会福祉法人民生会	理事長 松田 正民	長崎県佐世保市光町1-35	令和7年4月1日	通所介護
4270403878	合同会社優芯	長崎県諫早市天満町49番13号	合同会社優芯	代表社員 高藤 佐由美	長崎県諫早市天満町49番13号	令和7年4月1日	福祉用具貸与
4272200991	福祉用具貸与・販売事業所つむぎ	長崎県五島市江川町10番6 202号	株式会社BooS T	代表取締役 畠山 拓巳	長崎県五島市江川町10番6 202号	令和7年4月1日	福祉用具貸与
4270403878	合同会社優芯	長崎県諫早市天満町49番13号	合同会社優芯	代表社員 高藤 佐由美	長崎県諫早市天満町49番13号	令和7年4月1日	特定福祉用具販売
4272200991	福祉用具貸与・販売事業所つむぎ	長崎県五島市江川町10番6 202号	株式会社BooS T	代表取締役 畠山 拓巳	長崎県五島市江川町10番6 202号	令和7年4月1日	特定福祉用具販売
4271501555	合同会社かのん訪問介護・看護ステーション	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免777	合同会社かのん訪問介護・看護ステーション	代表社員 田中 早苗	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免777	令和7年5月1日	訪問介護

4271103436	エフ・ステー ジ長与daydre am	長崎県西彼杵郡長 与町嬉里郷461	株式会社ENTO WA	代表取締役 副島 孝嗣	長崎県長崎市諏訪 町6番7号	令和7年5月1日	通所介護
4272201007	福祉用具のエ イトン	長崎県五島市木場 町257-3 アース シェア1 3号事 務所	株式会社栄東	代表取締役 塩塚 勇気	長崎県五島市木場 町257-3 アース シェア1 3号事 務所	令和7年5月1日	福祉用具 貸与
4272201007	福祉用具のエ イトン	長崎県五島市木場 町257-3 アース シェア1 3号事 務所	株式会社栄東	代表取締役 塩塚 勇気	長崎県五島市木場 町257-3 アース シェア1 3号事 務所	令和7年5月1日	特定福祉 用具販売
4261690053	上五島訪問看 護リハビリス テーション	長崎県南松浦郡新 上五島町奈良尾郷 417番地3	株式会社上五 島訪問看護リ ハビリステー ション	代表取締役 本村 節子	長崎県南松浦郡新 上五島町奈良尾郷 417番地3	令和7年6月1日	訪問看護
4270403910	合 同 会 社 ス リーサポート	長崎県諫早市大さ こ町6番地4	合 同 会 社 ス リーサポート	代表社員 仲村 邦洋	長崎県諫早市大さ こ町6番地4	令和7年7月1日	訪問介護
4262490040	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン ハート	長崎県雲仙市小浜 町南木指350-1	株式会社ハート	代表取締役 宅島 優司	長崎県雲仙市小浜 町南木指350-1	令和7年7月1日	訪問看護
4270403894	介護付き有料 老人ホームひ まわり	長崎県諫早市高来 町黒崎79番地3	有限会社和敬 会	取締役 徳益 広明	長崎県諫早市高来 町黒崎79番地3	令和7年7月1日	特定施設 入居者生 活介護
4262490057	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン こ ね	長崎県雲仙市千々 石町戊520番地2	合同会社きっ とみつかる	代表社員 田中 耕太 郎	長崎県雲仙市千々 石町戊520番地2	令和7年8月1日	訪問看護
4270301429	がんばReha	長崎県島原市蛭子 町二丁目934番地 1	株式会社和而 不同	代表取締役 谷口 誠一	長崎県島原市白土 桃山二丁目1140番 地14	令和7年8月1日	通所介護
4270502331	シティハイ	長崎県大村市桜馬 場2丁目444-1-B 203	City High合 同会社	代表社員 中村 要崇	長崎県大村市桜馬 場2丁目444-1-B 203	令和7年8月1日	福祉用具 貸与
4272400823	福祉用具ピー ス	長崎県雲仙市小浜 町南木指350-1	株式会社ハート	代表取締役 宅島 優司	長崎県雲仙市小浜 町南木指350-1	令和7年8月1日	福祉用具 貸与
4270502331	シティハイ	長崎県大村市桜馬 場2丁目444-1-B 203	City High合 同会社	代表社員 中村 要崇	長崎県大村市桜馬 場2丁目444-1-B 203	令和7年8月1日	特定福祉 用具販売
4272400823	福祉用具ピー ス	長崎県雲仙市小浜 町南木指350-1	株式会社ハート	代表取締役 宅島 優司	長崎県雲仙市小浜 町南木指350-1	令和7年8月1日	特定福祉 用具販売

長崎県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの 種類
4262190020	訪問看護ステーションいしずえ杵岐	長崎県杵岐市郷ノ浦町初山西触字松林591番1	特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	代表理事 田邊 友也	大阪府泉佐野市鶴原2丁目11-12	令和7年3月1日	介護予防 訪問看護
4260490315	訪問看護ステーション結絆	長崎県諫早市貝津町2334番地2	合同会社侑志会	代表社員 山口 悦史	長崎県諫早市貝津町2334番地2	令和7年4月1日	介護予防 訪問看護
4262590021	訪問看護ステーションフォレスト	長崎県南島原市布津町乙1882番地1	合同会社Forest	代表社員 森塚 倫也	長崎県南島原市布津町乙1882番地1	令和7年4月1日	介護予防 訪問看護
4270403878	合同会社優芯	長崎県諫早市天満町49番13号	合同会社優芯	代表社員 高藤 佐由美	長崎県諫早市天満町49番13号	令和7年4月1日	介護予防 福祉用具貸与
4272200991	福祉用具貸与・販売事業所つむぎ	長崎県五島市江川町10番6 202号	株式会社BooS T	代表取締役 畠山 拓巳	長崎県五島市江川町10番6 202号	令和7年4月1日	介護予防 福祉用具貸与
4270403878	合同会社優芯	長崎県諫早市天満町49番13号	合同会社優芯	代表社員 高藤 佐由美	長崎県諫早市天満町49番13号	令和7年4月1日	特定介護 予防福祉用具販売
4272200991	福祉用具貸与・販売事業所つむぎ	長崎県五島市江川町10番6 202号	株式会社BooS T	代表取締役 畠山 拓巳	長崎県五島市江川町10番6 202号	令和7年4月1日	特定介護 予防福祉用具販売
4272201007	福祉用具のエイトン	長崎県五島市木場町257-3 アースシェア1 3号事務所	株式会社栄東	代表取締役 塩塚 勇気	長崎県五島市木場町257-3 アースシェア1 3号事務所	令和7年5月1日	介護予防 福祉用具貸与
4272201007	福祉用具のエイトン	長崎県五島市木場町257-3 アースシェア1 3号事務所	株式会社栄東	代表取締役 塩塚 勇気	長崎県五島市木場町257-3 アースシェア1 3号事務所	令和7年5月1日	特定介護 予防福祉用具販売
4261690053	上五島訪問看護リハビリステーション	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷417番地3	株式会社上五島訪問看護リハビリステーション	代表取締役 本村 節子	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷417番地3	令和7年6月1日	介護予防 訪問看護
4262490040	訪問看護ステーションハート	長崎県雲仙市小浜町南木指350-1	株式会社ハート	代表取締役 宅島 優司	長崎県雲仙市小浜町南木指350-1	令和7年7月1日	介護予防 訪問看護
4270403894	介護付き有料老人ホームひまわり	長崎県諫早市高来町黒崎79番地3	有限会社和敬会	取締役 徳益 広明	長崎県諫早市高来町黒崎79番地3	令和7年7月1日	介護予防 特定施設入居者生活介護
4262490057	訪問看護ステーションこんね	長崎県雲仙市千々石町戊520番地2	合同会社きつとみつかる	代表社員 田中 耕太郎	長崎県雲仙市千々石町戊520番地2	令和7年8月1日	介護予防 訪問看護
4270502331	シティハイ	長崎県大村市桜馬場2丁目444-1-B 203	City High合同会社	代表社員 中村 要崇	長崎県大村市桜馬場2丁目444-1-B 203	令和7年8月1日	介護予防 福祉用具貸与

4272400823	福祉用具ピース	長崎県雲仙市小浜町南木指350-1	株式会社ハート	代表取締役 宅島 優司	長崎県雲仙市小浜町南木指350-1	令和7年8月1日	介護予防福祉用具貸与
4270502331	シティハイ	長崎県大村市桜馬場2丁目444-1-B203	City High合同会社	代表社員 中村 要崇	長崎県大村市桜馬場2丁目444-1-B203	令和7年8月1日	特定介護予防福祉用具販売
4272400823	福祉用具ピース	長崎県雲仙市小浜町南木指350-1	株式会社ハート	代表取締役 宅島 優司	長崎県雲仙市小浜町南木指350-1	令和7年8月1日	特定介護予防福祉用具販売

長崎県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次の事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービスの種類
4270402086	ヘルパーステーションあおぞら	長崎県諫早市幸町65-21	特定非営利活動法人あおぞら	理事長 青島 加代	長崎県諫早市幸町65-21	令和6年11月30日	訪問看護
4270800297	菊地病院ホームヘルプサービス	長崎県松浦市志佐町浦免1775-1	医療法人長愛会	理事長 犬養 順子	長崎県松浦市志佐町浦免1765番地4	令和7年3月31日	訪問介護
4271500359	社会福祉法人福島福祉会いろは島荘ホームヘルプサービス事業所	長崎県松浦市福島町塩浜免3002番地	社会福祉法人福島福祉会	理事長 江口 学	長崎県松浦市福島町塩浜免3002番地	令和7年3月31日	訪問介護
4271103394	株式会社新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社新和メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-42F	令和7年3月31日	福祉用具貸与
4271103394	株式会社新和メディカル長崎営業所	長崎県西彼杵郡長与町岡郷551-5	株式会社新和メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区的場1丁目27-42F	令和7年3月31日	特定福祉用具販売
4271100259	社会福祉法人長与町社会福祉協議会	長崎県西彼杵郡長与町丸田郷157-2	社会福祉法人長与町社会福祉協議会	会長 勝本 真二	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷431-1	令和7年5月31日	通所介護
4270403696	ヘルパーステーションスリーサポート	長崎県諫早市大さこ町6番地4	特定非営利活動法人いさはやスリーサポート研究会	理事 仲村 邦洋	長崎県諫早市大さこ町6番地4	令和7年6月30日	訪問介護
4270500855	医療法人樹愛会通所リハビリテーション湧泉荘	長崎県大村市諏訪1丁目670番地1	医療法人樹愛会	理事長 田代 良樹	長崎県大村市諏訪1丁目670番地1	令和7年6月30日	通所リハビリテーション
4261490033	訪問看護ステーションはまゆう	長崎県南島原市加津佐町戊4450番地	医療法人弘池会	理事長 池永 健	長崎県南島原市口之津町丁5615番地	令和7年7月1日	訪問看護

4270502042	デイサービス すわの杜プラ ス1	長崎県大村市富の 原1丁目1327番地 4	医療法人敬天 会	理事長 野村 宏	長崎県諫早市多良 見町舟津299番地 6	令和7年7月31日	通所介護
4270300769	柴田長庚堂病 院通所リハビ リテーション	長崎県島原市中堀 町61番地、68番地	医療法人済家 会	理事長 柴田 英貴	長崎県島原市中堀 町68番地	令和7年7月31日	通所リハ ビリテー ション

長崎県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次の事業者から指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービス の種類
4271103394	株式会社新和 メディカル 長崎営業所	長崎県西彼杵郡長 与町岡郷551-5	株式会社新和 メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区 的場1丁目27-4 2F	令和7年3月31日	介護予防 福祉用具 貸与
4271103394	株式会社新和 メディカル 長崎営業所	長崎県西彼杵郡長 与町岡郷551-5	株式会社新和 メディカル	代表取締役 井塚 裕一	福岡県福岡市南区 的場1丁目27-4 2F	令和7年3月31日	特定介護 予防福祉 用具販売
4270500855	医療法人樹愛 会通所リハビ リテーション 湧泉荘	長崎県大村市諏訪 1丁目670番地1	医療法人樹愛 会	理事長 田代 良樹	長崎県大村市諏訪 1丁目670番地1	令和7年6月30日	介護予防 通所リハ ビリテー ション
4261490033	訪問看護ステ ーションはま ゆう	長崎県南島原市加 津佐町戊4450番地	医療法人弘池 会	理事長 池永 健	長崎県南島原市口 之津町丁5615番地	令和7年7月1日	介護予防 訪問看護
4270300769	柴田長庚堂病 院通所リハビ リテーション	長崎県島原市中堀 町61番地、68番地	医療法人済家 会	理事長 柴田 英貴	長崎県島原市中堀 町68番地	令和7年7月31日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

長崎県告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日
令和7年8月1日
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び氏名
長崎県佐世保市ハウステンボス町5番地3
ハウステンボス・技術センター株式会社 代表取締役 松尾 貴
- 3 委託事務の内容
佐世保情報産業プラザの管理運営に関する使用料等の収納業務
- 4 委託期間
令和7年8月1日から令和9年3月31日まで

長崎県告示第512号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定

し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日
令和7年8月1日
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び氏名
東京都千代田区三番町2番地
株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭
- 3 委託事務の内容
長崎県東京産業支援センターの管理運営に関する使用料等の収納業務
- 4 委託期間
令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	諫早市飯盛町上原1329番1地先から 諫早市飯盛町上原1365番1地先まで	令和7年11月1日

長崎県告示第514号

長崎県財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料（令和6年長崎県告示第604号）の一部を次のとおり改正し、告示の日から適用する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第2			別表第2		
番号	手数料の名称		番号	手数料の名称	
1～14	略		1～14	略	
15	長崎県職業能力開発関係 手数料条例（平成12年長 崎県条例第35号）別表第 1に定める手数料のうち 右欄に掲げる手数料	略	15	長崎県職業能力開発関係 手数料条例（平成12年長 崎県条例第35号）第2条 別表第1に定める手数料 のうち右欄に掲げる手数 料	略
16～17	略		16～17	略	
18	長崎県畜産関係手数料条 例（平成12年長崎県条例 第49号）別表に定める手 数料のうち右欄に掲げる 手数料	略	18	長崎県畜産関係手数料条 例（平成12年長崎県条例 第49号）第2条別表に定 める手数料のうち右欄に 掲げる手数料	略
19～21	略		19～21	略	
22	県立高等学校等条例（昭 和39年長崎県条例第48	中学校入学選抜手数料	22	長崎県議会の保有する個人情報 の保護に関する条例（令和4 年長崎県条例第43号）第30 条に定める	

	号)別表第2に定める手数料のうち右欄に掲げる手数料	高等学校入学選 hands 手数料		手数料
23	略		23	略
24	長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年長崎県条例第43号)第30条に定める手数料			

長崎県告示第515号

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの(昭和40年長崎県告示第407号)の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。		長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1及び2～5	略	1及び2～5	略
6及び6-1	削除	6 高等学校入学選 hands 手数料	処務規程第14条の規定による入学選 hands 手数料領収証書に、同条に規定する領収印を押したもの
		6-1 中学校入学選 hands 手数料	処務規程第14条の規定による入学選 hands 手数料領収証書に、同条に規定する領収印を押したもの
7～36	略	7～36	略

長崎県告示第516号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 調達する物品の種類
- 調達する物品の種類は、次のとおりとする。
- 7 入札第102号 簡易ベッド 1 式
- 2 競争入札に参加することができない者
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和7年10月31日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町3－1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095－895－2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

- 6 3の(2)、3の(3)の力からコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第517号

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 競争入札に参加することができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (1)～(6) 略 (7) <u>昇降機等検査員</u> を有していない者（昇降機設備保守点検に限る。）	1 競争入札に参加することができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (1)～(6) 略 (7) <u>昇降機検査資格者</u> を有していない者（昇降機設備保守点検に限る。）
2 入札参加資格の申請 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあっては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあっては(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。 (1) 法人にあっては、次のア及びイ ア <u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u> イ 略	2 入札参加資格の申請 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあっては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあっては <u>(6)</u> 、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。 (1) 法人にあっては、次のア及びイ ア <u>登記簿謄本</u> イ 略

(2) 個人にあつては、次のア、イ及びウ ア 本籍地の<u>市区町村長</u>の発行する身元（分）証明書 イ及びウ 略 (3) 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書 (4) 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 (5)～(11) 略 3～5 略 6 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。 7～10 略	(2) 個人にあつては、次のア、イ及びウ ア 本籍地の<u>市町村長</u>の発行する身元（分）証明書 イ及びウ 略 (3) 県税に関し未納がないことを証する証明書 (4) <u>消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書</u> (5)～(11) 略 3～5 略 6 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。 7～10 略
--	---

様式第1号を次のとおり改める。

(様式第1号)

整理番号

新規A		更新B	
-----	--	-----	--

いずれかにレ印をしてください

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ	
庁舎の清掃	
道路の清掃	
昇降機設備保守点検	

申請する業務にレ印をしてください

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する上記業務に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事

様

登録番号					
------	--	--	--	--	--

本社

0	0
---	---

郵便番号				-				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								
電話番号					Eメールアドレス			
FAX番号								

支社

0	1
---	---

郵便番号					-				
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									
電話番号					Eメールアドレス				
FAX番号									

支社

0	2
---	---

郵便番号					-				
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									
電話番号					Eメールアドレス				
FAX番号									

支社

0	3
---	---

郵便番号					-				
所在地									
フリガナ 商号又は名称									
フリガナ 代表者職氏名									
電話番号					Eメールアドレス				
FAX番号									

○営業種目（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ）

	種別	希望順位	分類 コード		分類	品目 コード		品目
参加を希望 する営業品 目（製造・買 入・修繕は5 品目まで可。 借入は2品 目まで可。）	1 製造・ 買入・ 修繕	第1希望						
		第2希望						
		第3希望						
		第4希望						
		第5希望						
	2 借入	第1希望						
		第2希望						

○営業種目（庁舎の清掃）

営業種目	営業比率
	%
	%
	%
	%

○営業種目（昇降機設備保守点検）

営業種目	営業比率
	%
	%
	%
	%

次のいずれか主とする業種区分の番号を記入して下さい。

1 卸売業	2 小売業	3 製造業	4 サービス業	5 その他
-------	-------	-------	---------	-------

消費税及び地方消費税の該当する課税区分番号を記入して下さい。

1 課税	2 非課税
------	-------

※次は県で記入する。

資本金		従業員数		1 大企業	
				2 中小企業	

目次

- 1 誓約書
- 2 営業概要書
- 3 委任状

添付書類

- 1 法人にあつては、次のア及びイ
 - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- 2 個人にあつては、次のア、イ及びウ
 - ア 身元（分）証明書
 - イ 成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- 3 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- 4 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 5 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 6 印鑑届（様式第2号）
- 7 口座振替申込書（様式第3号）
- 8 取扱品目明細書（様式第4号）
- 9 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- 10 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- 11 その他知事が必要と認める書類

※庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検は、8から10までを除く。

※道路の清掃は、7から10までを除く。

1 誓約書

長崎県登録業者として資格を取得したうへは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に貴県に報告することを誓約いたします。

また、万一違反不正の行為があった場合及びこの誓約に違反した場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

（注） 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

2 営業概要書（法人用）

(1) 損益状況

（単位：千円）

	総売上高（A）	売上総利益（売上高－売上原価）	当期純利益	（A）のうち長崎県庁への売上高
前事業年度				

（注）前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

(2) 従業員数（常勤の役員を含む。代表は除く。）

（単位：人）

		技術関係職員	事務関係職員	その他職員	合計
従業員数	総従業員数				
	支社等の従業員数 01	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	支社等の従業員数 02	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	支社等の従業員数 03	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	支社等の従業員数 04	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

（注）支社等の従業員数は、支社等に入札の権限を委任する場合に総従業員数の内数として記入すること。

(3) 純資産の状況

（単位：千円）

純資産額	区分	資本金	繰越利益 剰余金	その他の純資産	計
	前事業年度				

（注）前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。

(4) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日（新規：申請書を提出する日の属する月の初日、更新：更新年の7月1日）の前日までの年月数とする。

(5) 営業実績（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ）

コード					品目名称	金額（千円）	営業 比率 （%）	長崎県庁 売上高欄 （千円）
種 別	分 類	品 目						
合計								

（注）合計欄の額は、(1)損益状況の(A)と一致すること。区分は、登録品目毎に記載すること。
 具体的な物品毎には記載しないこと。別表「種別分類品目区分表」のいずれにも該当しない
 種目の実績は、「0-00-00」、「品目区分外」と表示し記載すること。

(6) 営業実績（庁舎の清掃）

営業種目	金額（千円）	営業 比率 （%）	長崎県庁 売上高欄 （千円）
合計			

（注）合計欄の額は、(1)損益状況の(A)と一致すること。

(7) 営業実績（昇降機設備保守点検）

契約の相手方		発注者 コード	契約金額 （千円）	契約年月日
名称	所在地			
合計				

（注）長崎県内の分について記入すること。所在地は、市町村のみ記入すること。発注者コード
 は、A長崎県関係（地方機関、県関係の公社等を含む）、B他の官公庁（国、市町村、公社、
 公団等）、C民間企業等で記入すること。

2 営業概要書（個人用）

(1) 損益状況

(単位：千円)

	売上金額（A）	売上総損益（売上金額－売上原価）	所得金額	(A)のうち長崎県庁への売上高
前事業年度				

(注) 前年度の損益計算書に基づいてその実績を記入すること。

(2) 従業員数（代表は除く。）

(単位：人)

		技術関係職員	事務関係職員	その他職員	合計
従業員数	総従業員数				
	支社等の従業員数 01	()	()	()	()
	支社等の従業員数 02	()	()	()	()
	支社等の従業員数 03	()	()	()	()
	支社等の従業員数 04	()	()	()	()

(注) 支社等の従業員数は、支社等に入札の権限を委任する場合に総従業員数の内数として記入すること。

(3) 純資産の状況

(単位：千円)

純資産額	区分	事業主勘定	元入金	所得金額	計
	前事業年度				

(注) 前年度の貸借対照表に基づいてその実績を記入すること。事業主勘定は、「事業主借－事業主貸」「差額」を記入する。

(4) 営業経歴

営業年数	創業年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日（新規：申請書を提出する日の属する月の初日、更新：更新年の7月1日）の前日までの年月数とする。

(5) 営業実績（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ）

コード					品目名称	金額（千円）	営業 比率 （%）	長崎県庁 売上高欄 （千円）
種 別	分 類	品 目						
合計								

（注）合計欄の額は、(1)損益状況の(A)と一致すること。区分は、登録品目毎に記載すること。
 具体的な物品毎には記載しないこと。別表「種別分類品目区分表」のいずれにも該当しない
 種目の実績は、「0-00-00」、「品目区分外」と表示し記載すること。

(6) 営業実績（庁舎の清掃）

営業種目	金額（千円）	営業 比率 （%）	長崎県庁 売上高欄 （千円）
合計			

（注）合計欄の額は、(1)損益状況の(A)と一致すること。

(7) 営業実績（昇降機設備保守点検）

契約の相手方		発注者 コード	契約金額 （千円）	契約年月日
名称	所在地			
合計				

（注）長崎県内の分について記入すること。所在地は、市町村のみ記入すること。発注者コード
 は、A長崎県関係（地方機関、県関係の公社等を含む）、B他の官公庁（国、市町村、公社、
 公団等）、C民間企業等で記入すること。

3 委任状

商号及び
支店の名称

私は、 役職名 を代理人と定め下記権限を

氏名

委任します。

記

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 物品の納入及び取引等・代金請求・代金受領の件

委任期間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみに記入すること

様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第1号の4を削る。

様式第2号中「代表者氏名」を「代表者職氏名」に改める。

様式第3号を次のとおり改める。

(様式第3号)

登録番号

口座振替申込書

長崎県知事

様

年 月 日

長崎県の物品購入(物品管理室契約分)・賃貸、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

〔預金口座〕 ゆうちょ銀行を指定するときは、振込用の口座番号等を記入してください。

預金種別

銀行 ()	支店 出張所	預金 種別		1:普通 2:当座 3:別段
口座番号(右詰で記入)		口座 名義人 (漢字)		

〔付記〕 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人 (カタカナ)								

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

所在地

金融機関名

印

(注) 既資格取得者の更新申請において預金口座の変更がない場合は、金融機関の証明は不要であること。

様式第3号の2及び様式第3号の3を削る。

様式第6号中「代表者氏名」を「代表者職氏名」に改め、「印」を削る。

様式第7号を次のとおり改める。

(様式第7号)

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ	
庁舎の清掃	
道路の清掃	
昇降機設備保守点検	

届け出る業務にレ印をしてください

資格審査申請事項変更届

年 月 日

長崎県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び 変更年月日	変更前	変更後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

様式第8号を次のとおり改める。

(様式第8号)

登録番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ	
庁舎の清掃	
道路の清掃	
昇降機設備保守点検	

申請する業務にレ印をしてください

競争入札参加資格変更審査申請書

年 月 日

長崎県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付けをもって決定通知のあった競争入札参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて変更審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更のあった事項

変更前

変更後

2 変更の理由

3 その他

様式第9号中「代表者氏名」を「代表者職氏名」に改める。
様式第10号を次のとおり改める。

(様式第10号)

指名停止に関する報告書

年 月 日

長崎県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

当社は、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。
なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(注) 1 この報告書は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に提出すること。

2 指名停止機関から通知された指名停止文書の写しを添付すること。

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部スマート県庁推進課（電子県庁推進班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2235
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年9月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎県長崎市尾上町5番6号
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 5 随意契約に係る契約金額
174,024,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年法律第67号）第167条の2第1項第8号の規定に該当するため。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
壱岐市郷ノ浦町初山西触～初山東触	令和7年10月24日から 令和8年3月10日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
対馬市厳原町及び上対馬町	令和7年9月30日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、西日本高速

道路株式会社九州支社佐世保工事事務所長から公共測量（基準点測量、水準測量、UAVレーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵郡波佐見町	令和7年9月26日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年10月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7 入札第102号 簡易ベッド 1 式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和8年3月19日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- (名称) 長崎県出納局物品管理室
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
(電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和 7 年10月31日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町 3-1
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和 7 年11月25日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和 7 年11月14日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟 1 階入札室
(期日) 令和 7 年11月26日10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 4 の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和 7 年11月25日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Purchased Item: Portable Bed intended for use during emergency or disaster situations
Quantity: One Set
- (2) Delivery period:
March 19, 2026

- (3) Delivery place:
As per the specifications outlined in the annexed document
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. November 25, 2025
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. November 26, 2025
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第 2 号

県立学校

長崎県立学校処務規程（昭和51年長崎県教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年10月17日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 後	改 正 前																		
（授業料等の収納） 第14条 授業料又は手数料（県立高等学校等条例第 3 条に規定する高等学校等証明手数料を除く。）を収納したときは、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げるものに領収印（様式第 2 号）を押印して交付するものとする。 (1) 略 (2)及び(3) 略	（授業料等の収納） 第14条 授業料又は手数料（県立高等学校等条例第 3 条に規定する高等学校等証明手数料を除く。）を収納したときは、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げるものに領収印（様式第 2 号）を押印して交付するものとする。 (1) 略 (2) <u>高等学校等入学選抜手数料 入学選抜手数料領収証書（様式第 3 号）</u> (3)及び(4) 略 <u>様式第 3 号（第14条関係）</u> <table><tr><th colspan="2">入学選抜手数料領収証書</th></tr><tr><td>在籍（出身）校名</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>受検番号</td><td></td></tr><tr><td>納入金額</td><td></td></tr><tr><td>納入場所</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"><u>上記の金額を領収しました。</u> ただし、<u>学校入学選抜手数料として</u></td></tr><tr><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">領</td></tr></table>	入学選抜手数料領収証書		在籍（出身）校名		氏 名		受検番号		納入金額		納入場所		<u>上記の金額を領収しました。</u> ただし、 <u>学校入学選抜手数料として</u>		年 月 日		領	
入学選抜手数料領収証書																			
在籍（出身）校名																			
氏 名																			
受検番号																			
納入金額																			
納入場所																			
<u>上記の金額を領収しました。</u> ただし、 <u>学校入学選抜手数料として</u>																			
年 月 日																			
領																			

		収 印			
様式第3号（第14条関係） 略	様式第4号（第14条関係） 略				
様式第4号（第14条関係） 略	様式第5号（第14条関係） 略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第32号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、諫早市内（小長井地域）の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和7年10月17日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
県界	諫早市小長井町遠竹831番地先	国土交通省令で定める者（一般財団法人諫早市小長井振興公社）による自家用有償旅客運送の用に供する自動車（通称「コミュニティバスさざんか号」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和7年9月30日付け関係者間で合意
土井崎（小長井支所前方面）	諫早市小長井町遠竹219番地2先			
土井崎（県界方面）	諫早市小長井町遠竹225番地2先			
築切（小長井支所前方面）	諫早市小長井町井崎2368番地1先			
築切（県界方面）	諫早市小長井町井崎2270番地1先			
小長井支所前	諫早市小長井町小川原浦500番地先			
小ヶ浦グラウンド	諫早市小長井町小川原浦599番地1先			
出口	諫早市小長井町小川原浦715番地13先			
新田原（小長井支所前方面）	諫早市小長井町小川原浦1393番地先			
新田原（山茶花高原方面）	諫早市小長井町新田原48番地先			

たらみ小長井工場（小長井支所前方面）	諫早市小長井町小川原浦1690番地1先		
たらみ小長井工場（山茶花高原方面）	諫早市小長井町小川原浦1770番地6先		
仏石	諫早市小長井町小川原浦2067番地先		
農場入口	諫早市小長井町小川原浦2008番地38先		
農場前	諫早市小長井町小川原浦2008番地18先		
田原口	諫早市小長井町田原451番地先		
田原	諫早市小長井町田原546番地先		
小次郎川	諫早市小長井町田原801番地先		
聖母の騎士	諫早市小長井町遠竹2747番地先		
みさかえの園（小長井支所前方面）	諫早市小長井町遠竹2747番地6先		
みさかえの園（山茶花高原方面）	諫早市小長井町遠竹2747番地6先		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 二二一四

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第45号

令和8年2月8日執行予定の長崎県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。

令和7年10月17日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
クック
プリン
弥ト

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1
長崎文化放送株式会社	1
株式会社長崎国際テレビ	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数
長崎放送株式会社	1